

# 一般社団法人 宮崎ひとり親家庭支援ネットワーク 賛助会員規約

## 第1章 総則

第1条（名称） 本法人は、一般社団法人 宮崎ひとり親家庭支援ネットワーク（以下、「本法人」という）と称する。

第2条（目的） 本法人は、ひとり親家庭が安心・安全に生活を送れるための環境の改善を目指し、全ての子供たちが未来に希望を持ち、主体的に自分たちの人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ひとり親家庭の居場所事業
- ひとり親当事者、支援者たちのネットワーク構築事業
- ひとり親家庭からの相談事業
- ひとり親家庭に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ひとり親家庭に関する社会福祉政策への政策提言
- ひとり親家庭に関する出版事業
- ひとり親家庭の子育て支援事業
- ひとり親への就労支援事業
- ひとり親家庭への学習支援事業
- その他各号の目的達成に必要な事業

---

## 第2章 賛助会員

第4条（賛助会員の定義） 本法人の目的に賛同し、その事業を財政的に支援する個人または団体を賛助会員とする。賛助会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではないため、総会における議決権を有しない。

第5条（賛助会員の区分および年会費） 賛助会員の区分および年会費は、次の通りとする。

区分	年会費（一口あたり）
個人賛助会員	1口 3,000円から / 年間
団体賛助会員	1口 30,000円から / 年間

- 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

## 第6条（入会手続き）

1. 賛助会員として入会を希望する個人または団体は、本法人が定める入会申込フォームもしくは所定の用紙に必要事項を記入の上、本法人に提出するものとする。
2. 入会の可否は、理事会の協議を経て決定する。
3. 理事会の承認後、本法人が定める期限までに年会費の納入が完了し、本法人から賛助会員へ会費受け取りの連絡を行った時点をもって、入会手続きの完了とし、賛助会員の資格を取得する。

第7条（賛助会員の特典） 賛助会員は、その区分に応じて、以下の特典を受けることができる。

1. 共通特典
  - 本法人の活動報告（会報、年次活動報告書など）の受領。
  - 名刺などに本法人の賛助会員であることを記載できる。
2. 団体賛助会員（年間二口以上）特典
  - 本法人の公式ウェブサイトへのバナー掲載（掲載期間は入会期間に準ずる）。
  - チラシなどの広報物に本法人の団体賛助会員であることを記載できる。

## 第8条（入会期間および更新）

1. 賛助会員の入会期間は、会費の入金確認日から、本法人の事業年度末日（3月31日）までとする。
2. 入会期間の満了をもって退会とする。ただし、会員から退会の申し出がない場合、または本法人が退会措置をとらない場合は、次年度の会費納入をもって自動的に更新されるものとする。
3. 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

---

## 第3章 退会、除名および雑則

第9条（任意退会） 賛助会員は、本法人に対し、退会届を提出することでいつでも任意に退会することができる。

第10条（除名） 賛助会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

1. 本規約または定款に定める義務を履行しないとき。
2. 本法人の目的や名誉を毀損し、または本法人の活動を妨げる行為があったとき。
3. SNSグループ内における不適切な書き込み等（政治・宗教に関すること、特定の個人や団体への誹謗中傷等、理事会が不適切であると判断した場合）が確認されたとき。

第11条（個人情報保護） 賛助会員は、本法人のプライバシーポリシー（本法人ウェブサイトに記載）を遵守するものとする。プライバシーポリシーの不遵守により生じた損失について、本法人は責任を負わない。

第12条（規約の変更） 本規約は、理事会の協議により、予告なく変更される場合がある。なお変更のあった場合には当法人のホームページもしくは郵送の方法で通知を行う。

第13条（補則） 本規約に定めのない事項および本法人の運営に関することは、定款（本法人ウェブサイトに記載）または理事会の議決により定めるものとする。

第14条（権限外の要望への対応） 賛助会員からの本規約および事業内容の範囲外の要望については、理事会で検討し、合理的な期間内に返答するものとする。

---

## 附則

施行 本規約は、令和7年4月1日より施行する。